

【臨床・研究】

島根県の1歳6か月健診における自閉スペクトラム症 (ASD) リスク児のスクリーニングについての考察

いずみ 泉 のぶ お 夫

キーワード：1歳6か月健診，自閉スペクトラム症 (ASD)，
リスク児スクリーニング，M-CHAT，重要項目

要 旨

近年，発達障害者支援法が改正され早期診断，早期支援がより強く謳われ，厚労省は1歳6か月健診において ASD 特異的レベル1 スクリーニングツールである M-CHAT の使用を推奨している。現状では全項目の使用や，第2段階の不通過項目についての面接は難しく思われる。幾つかの高識別力の重要項目が提唱されており，それを通常の間診票に如何に有効に取り入れるかが大切と考える。M-CHAT は高機能 ASD の識別を意図するが，多く見てその 1/3 程しかキャッチできず，多様な年齢層での適切なスクリーニングが必要と考える。幼児期に限っても重要項目を把握し機をみての柔軟な活用を期待する。

はじめに

2005 (平成17) 年に発達障害者支援法が施行され，発達障害児 (者) の定義を定めて障害児 (者) に加え，その早期発見・支援が謳われた。2016 (平成28) 年6月に理念を明確化し各ライフステージに渡り切れ目のない支援を謳う改正法の施行に至った。

改正法の第一章「総則」は目的，基本理念，国及び地方公共団体の責務などの条項からなるが，

“発達障害の症状発現後できるだけ早期に発達支援を行う”の文言が何度か出る。

第二章の第五条「児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策」には“市町村は母子保健法に規定する健康診査 (1歳6か月健診，3歳健診) を行うに当たり，発達障害の早期発見に十分留意する。”とある。1歳6か月健診の場で見出せるのは発達障害の中でも自閉スペクトラム症 / 自閉症スペクトラム障害 (autism spectrum disorder; ASD) であるが，厚生労働省は M-CHAT (Modified Checklist for Autism in Toddlers) の使用を推奨している。以前はカナ型自閉症を言語発達遅滞児の鑑別を進める過

Nobuo IZUMI

出雲市

連絡先：〒693-0021 島根県出雲市塩冶町909-3

出雲市